

熱中症改正省令にかかるQ&A

令和7年5月30日～6月3日にかけて開催した「職場における熱中症対策説明会」の事後アンケートで、参加者の方からいただいた質問への回答です。

分類	質問内容	回答
1. 改正省令の内容について	熱中症の重篤化とはどのような状態を指すのか。	熱中症により死亡に至ったり、後遺症が残ったりした状態のことを想定しています。
2. 具体的な措置について	WBGT値の測定は必須か。	「暑熱な場所」に該当するかを判断する際には、原則WBGT値または気温を実測することとなっています。ただし、天気予報や、環境省の運営する熱中症予防情報サイト等によって判断可能な場合（通風のよい屋外作業等）は、必ずしも測定を行う必要はありません。
2. 具体的な措置について	WBGT値の測定やWBGT指数計についての規制はあるか。	法令で規定されているものではありませんが、日本産業規格JIS Z 8504又はZ 8504 又は JIS B 7922 に適合したWBGT指数計で、日本産業規格JIS Z 8504を参考に測定いただくのが望ましいです。WBGT指数計の校正については、測定精度を担保するためメーカーが定める校正頻度に従ってください。
2. 具体的な措置について	局所的に冷却を行っており、冷却範囲でのみ作業を行う場合、気温やWBGT値は冷却範囲で測定してもよいのか。	「暑熱な場所」とは、必ずしも事業場内外の特定の作業場のみを指すものではなく、作業場所から作業場所への移動時等も含まれます。冷却が行われている作業場から別の作業場等に異動する際、対象となる条件を満たす場合は、措置義務の対象となります。冷却範囲以外で対象となる条件を満たす場所が考えられる場合は、当該場所においても測定を行っていただくことが望ましいです。
2. 具体的な措置について	周知したことについての記録方法はどのようにすればよいか。	改正省令は記録や保存を義務付けるものではありませんが、事業場における熱中症予防対策や熱中症の重症化を予防するための取組に必要な範囲で記録・保存していただくことが望ましいです。
2. 具体的な措置について	責任者の連絡先を明示することに抵抗がある。熱中症のおそれがあるものを見つけた者が各自適切に対応するのではよいのではないのか。	責任者の報告先を明示し、熱中症のおそれがある者を見つけた際に責任者が報告を受けることによって、責任者による的確な処置・判断を行うことができ、被災者自身や発見者による初期症の放置、対応の遅れを防ぐことができます。
2. 具体的な措置について	野外でイベントを開催する際にも改正省令の対象となるか。対象になる場合は、対応手順や連絡先はどのように掲示すればよいか。	作業者が存在する場合は対象となります。なお、単なるイベント参加者は対象となる作業者には含まれません。報告体制や実施手順の周知については、掲示に限定されるのではなく、事前のメール送付や文書の配布、口頭伝達等でも差し支えありません。
2. 具体的な措置について	熱中症の恐れがある者を発見した際、119番への連絡を迷う場合、#7119へ連絡し指示を受けた上で119番対応してもよいのか。	差し支えありません。
2. 具体的な措置について	日陰などの涼しい場所を作ることや水道が遠い場合は、どのように緊急避難対応をすればよいか。	ビニールテント等を設置して日陰をつくる、塩飴やスポーツ飲料等水分および塩分を摂取できるものを携帯する、空調服を着用する、作業者が複数人いる場合は互いに声を掛け合う等が考えられます。なお、「職場における熱中症予防情報サイト」にて、熱中症予防対策を行う企業の取組事例を掲載していますのでご参照ください。 https://neccyusho.mhlw.go.jp/case/r3-index/
3. 対象者について	発注者の敷地内の作業で、作業は受託業者のみが行う場合、措置義務は受託業者のみにかかるのか。また、発注者の敷地内の作業で、作業は元請業者から委託された下請業者のみが行う場合、措置義務は下請業者のみにかかるのか。	発注者受注者にかかわらず、当該作業場で労働者を使用する全ての事業者措置義務が発生します。
3. 対象者について	元方事業者（元請事業者）が対策を行っていない場合、関係請負人（下請事業者）独自の対策を行ってもよいのか。	改正省令は元方事業者（元請事業者）に措置義務を課しているものではなく、個々の事業者に対して義務付けられているものです。なお、混在作業で合って、同一の作業場で複数の事業者が作業を行う場合は、例えば、全ての関係請負人（下請事業者）が参加する協議組織において協議の上、各事業者が共同して「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」を実施することは差し支えありません。
3. 対象者について	改正省令は船員にも適用があるか。	労働安全衛生法は、船員法の適用を受ける船員には適用されませんので、改正省令も船員法の適用を受ける船員への適用はありません。
4. 罰則について	罰則の詳細を教えてください。	6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科されます。
5. その他	熱中症のセルフチェックができるようなものがあれば教えてください。	自覚症状としては、めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等があります。
5. その他	労働安全衛生規則第617条に示されている「多量の発汗を伴う作業場」の判断基準は何か。	具体的な数値で規定されているものではありませんが、著しく暑熱な作業場における作業のように、熱中症の原因となりうる環境の作業場のことを指します。なお、運動量が多い等作業の性質上多量の発汗を伴うものであれば著しく暑熱な作業場に限ることなく適用されます。
5. その他	熱中症対策の取組後でも利用可能な支援策があれば教えてください。	取組後に、取組にかかった費用を補助するような制度はございません。